

議案第31号

石岡市消防団条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市消防団条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月22日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

消防団再編に伴い、石岡地区及び八郷地区の組織体制の統一並びに消防団員の確保を目的とした機能別団員を設置することについて所要の改正をするため。

石岡市消防団条例の一部を改正する条例

石岡市消防団条例（平成17年石岡市条例第171号）の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第7条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

（団員の種別）

第7条 団員の種別は、基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は、次項に規定する機能別団員以外の団員をいう。

3 機能別団員は、市長が定める特定の活動に従事する団員をいう。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第16条関係）

種別	職名	支給 区分	報酬額 (円)	旅費の額（相当する職）
基本団員	団長	年額	90,000	副市長
	副団長	年額	70,000	同上
	分団長	年額	50,000	一般職の職員で6級の職にある者
	副分団長	年額	40,000	一般職の職員で5級の職にある者
	班長	年額	31,000	同上
	団員	年額	28,000	同上
機能別団員		年額	10,000	同上

備考 基本団員の班長又は団員の職にある者で、機械系の者については、年額6,000円の報酬を加算して支給する。

別表第2中「第15条」を「第16条」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。